

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年10月まで

私と私の妻の国民年金保険料は、銀行口座引き落としにより納付していた。申立期間の国民年金保険料について、妻は納付になっているのに、私は申請免除期間となっている。申請免除の手続をした記憶はなく、申立期間についても国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は国民年金制度発足時から国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る申請免除手続を行ったことはない旨を主張しているところ、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録によると、申立期間は、平成20年9月16日に追加処理されたことによる申請免除期間であることから、申立期間当時、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金の未納期間として記録されていたことが推認できる。

さらに、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の平成7年4月分の国民年金保険料を、9年2月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であるところ、社会保険事務所から申立人に対して、申立期間を含む過年度納付書が発行された可能性がうかがわれ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私の夫は、昭和41年か42年ごろに市役所で市民税の申告をした際に、職員から私の国民年金保険料の未納期間を指摘され、「今までかけてきた年金がなくなってしまう。」と言われた。そのため、後日、私が、未納と指摘された期間の国民年金保険料を一括で納めた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納はない上、54年10月から61年3月までは国民年金に任意加入して保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は申立期間直前の昭和40年8月及び9月分の国民年金保険料を42年5月20日に過年度納付していることが確認できる。この時点では、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても申立人は過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、当時のA市国民年金担当者は、「国民年金保険料の未納がある被保険者については、過年度納付を勧奨した上で、手書きの過年度納付書を発行していた。」と証言しているが、この証言は申立人の主張を一部裏付けるものであると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から同年12月まで
私の国民年金の記録を照会したところ、申立期間が未納となっていた。
国民年金保険料の未納がないように努めてきたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であり、申立人は60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の記録から、昭和38年10月を資格取得日として40年7月ごろに払い出されたことが推認できるところ、申立人は、この時点で既に過年度分となっている38年10月から40年3月までの国民年金保険料を、順次、過年度納付していることが確認でき、未納期間の解消に努めていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月の国民年金保険料については、納付があったものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月

昭和45年5月分の国民年金保険料は確かに納付した。私の所持する国民年金手帳の印紙検認記録の5月の欄にも、45年6月11日の検認印が押印されている。何らかの理由により還付されたということで、社会保険庁の記録では納付になっていないが、当該還付を受けた記憶もないので昭和45年5月の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは、社会保険庁の特殊台帳及びA町保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録から確認できる一方、当該被保険者名簿から、当初は国民年金の被保険者資格取得日を昭和45年5月25日としていたものを、後日、45年6月4日と訂正したことにより、申立期間に係る国民年金保険料が56年1月23日に還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間については、社会保険庁の記録上、申立人は他の被用者年金に加入しておらず、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、事実と異なる国民年金の被保険者資格取得日の変更手続きにより、還付処理が行われたこととなる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から60年10月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

私は、昭和58年9月に仕事に就き、国民健康保険と国民年金に加入した記憶がある。送付されてきた納付書で区役所の窓口で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と比較的短期間である上、申立人が申立期間②の前後の期間（昭和61年1月から同年3月までの期間及び61年10月から63年3月までの期間）の国民年金保険料を順次過年度納付していることが確認でき、申立期間②についても、納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金加入時期は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和63年4月ごろと推認され、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和63年4月ごろに58年9月までさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年2月16日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月10日から10年2月1日まで
② 平成15年2月16日から同年4月1日まで

私は、平成9年10月10日から15年3月31日までA社で正社員として勤務していたのに、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する平成15年2月分及び同年3月分の給与明細書及び勤務内容に係る申立人の具体的な供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、A社において同年3月15日まで勤務し、申立期間②のうち、15年2月16日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料(2月分)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日が平成15年2月16日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

還付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、平成15年3月31日まで継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録から、当該期間にA社において勤務していたことが確認できるものの、給与明細書において3月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立期間②のうち、同年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①について、申立人は、「入社して3か月ほどの試用期間が過ぎたころ、会社から厚生年金保険の加入手続等について説明を受け、加入した」と述べており、また、当時の元事務担当者に照会した結果、「A社は、入社後、3か月程度の試用期間があり、試用期間経過後にすべての社員を厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言していることから、当該期間において申立人は厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年2月3日、資格喪失日は46年5月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年2月から同年3月までを4万2,000円、同年4月から46年4月までを5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年5月1日まで

私は、昭和45年2月から46年4月30日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の元同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和45年2月3日として、申立人と同時期に入社したとする元同僚3人と連番で払い出されていることが確認できる上、当該払出簿の備考欄には、「重複取消届 B (記号番号) 45.3.25」と記載されていることが認められ、当該記号番号は申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の記号番号と一致していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該元同僚3人には厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立人の被保険者原票は見当たらない上、当該元同僚の健康保険被保険者記号番号の次の番号が欠落していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所に照会した結果、「申立人の当該払出簿の厚生年金

保険被保険者記録は、社会保険業務センターにおいても確認できず、また申立人に係る重複取消届についての事務処理経緯などは不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社における資格取得日については厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、昭和45年2月3日、資格喪失日については、雇用保険の加入記録により、申立人の離職日が46年4月30日であることが確認できることから、離職日の翌日の46年5月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同職種の元同僚の記録から、昭和45年2月から同年3月までを4万2,000円、同年4月から46年4月までを5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私の国民年金は、父親が制度発足当初の昭和35年10月に加入手続を行った上で、地区の納付組織で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①と②の間の期間である昭和37年度分の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立期間①及び②の2年分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、当該申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっており、申立人が納付済みである昭和37年度は納付済みとなっていることから、申立人と申立人の妻は基本的に同じ納付状況であったことが推認できる。

なお、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の姉及び弟も、申立期間については国民年金保険料が未納となっているか、未加入となっているなどの事情もある。これらの事実からすれば、申立人の父親が申立期間の申立人及び同居家族の国民年金保険料を納付していたとは認めがたい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年9月まで
申立期間当時は、同居していた義父が元夫の国民年金保険料と一緒に私の分の保険料も納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付したとする申立人の義父は既に亡くなっていることから、当該期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人及び申立人の元夫の国民年金保険料について、国民年金被保険者名簿により納付日が確認できる昭和45年10月から52年4月までの国民年金保険料は、ほぼ夫婦同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことがうかがわれるところ、申立期間については、申立人の元夫も未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和45年6月ごろに払い出されたことが推認できるところ、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情及び申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 538

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月まで

私は 20 歳になった時に、町から自動的に国民年金に加入させられた。申立期間の国民年金保険料は、母親が毎月、国民年金の納付書と保険料を税金袋に入れて区長宅に持参していた。申立期間が未納となっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者記録から、昭和 62 年 3 月ころに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「20 歳になった時に町から自動的に国民年金に加入させられた。」と主張しているところ、旧 A 町は、「20 歳到達時に国民年金の加入勧奨はしていたが、加入手続は本人の申出による。」と回答していること、及び同町保管の申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和 62 年 3 月 13 日に国民年金に加入の申出がなされ、資格取得日を 20 歳到達時に遡及した旨の記載が確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。